

和歌山県困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議設置要綱に関する意見

意見	回答
<p>1 別表1の構成員について、和歌山地方裁判所・和歌山家庭裁判所をオブザーバーに変更できないか。</p>	<p>国の基本方針でもオブザーバーとしての出席が想定されていることからオブザーバーに変更します。</p> <p>【参考】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 第3 国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項 2 地方公共団体 (2) 法定協議会等 イ 協議会等への参加機関 協議会等へ参加する関係機関については、支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所、教育委員会等都道府県又は市町村の関係機関はもとより、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、地方出入国在留管理局、法テラスの地方事務所、年金事務所等の行政機関等について、地域の実情に応じ、参加を求めることを検討することが望ましい。裁判所についても、オブザーバー等の形で、協議会に係る会議等の場への出席を求めることも考えられる。</p>
<p>2 第3条第3項第1号に「困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援を行うために、関係機関と連携体制を構築する。」と規定されているが、具体的にどのような連携体制を構築するか。また、連携体制とはどういうことを考えているか。</p>	<p>和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画では、「女性支援の実施については、多岐にわたる支援が必要となる場合も多くあり、支援対象者本人を中心に、すべての関係機関等が連携・協働することが重要です。また、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うためには、日頃から情報交換や、女性支援に関する協議を行う場が必要となります。」としています。</p> <p>また、和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画県の基本計画においても、「被害者が直面する問題は多岐にわたる場合も多いため、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うことが必要です。このためには、日頃から被害者の保護を図るために必要な情報交換や、被害者に対する支援に関する協議を行う関係機関等の法定協議会の設置等、ネットワーク機能を強化することが重要です。」としています。</p>

3	<p>支援調整会議で連携体制を構築するのは、民間団体にとっては連携にとどまらず協働して女性支援に取り組んでいくことの一步となれば良いと考える。設置要綱のどこかに「協働」の文言を入れることはできないか。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第3条第1項第2号の基本理念の規定において、「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。」と明記されています。</p> <p>また、和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画において、「女性支援の実施については、多岐にわたる支援が必要となる場合も多くあり、支援対象者本人を中心に、すべての関係機関が連携・協働することが重要です。」と明記されています。</p> <p>上記のことから、設置要綱第3条第3項第1号に記載のある「連携体制」という文言を見直し、「連携・協働体制」という文言に修正します。</p>
4	<p>第3条4項で、「代表者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。」と規定されているが、全て非公開とする必要があるのか。公開の範囲や対象を限定したうえで、公開できる情報は公開してはどうか。</p>	<p>御指摘のとおり代表者会議の資料については、全てを非公開とする必要はないことから、公開して差し支えない資料については、原則として公開するよう変更します。ただし、「議長が非公開が適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。」という文言を追加します。</p>
5	<p>第4条の個別ケース検討会について、どういう想定を考えているか。</p>	<p>個別ケース検討会議では、一時保護が必要な場合や女性自立支援施設への入所による自立支援が必要な場合、各種社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う場合等において、来所・入所者の個別ケースについての詳細な支援方針の決定を行う。</p> <p>本人のアセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供のうえ、本人が選択できるよう様々な視点から検討を行うもので、参加者は、状況に応じ、本人の他、市町村(母子自立支援施設)、生活保護CW、相談支援事業所、教員・教育委員会、児童相談所、民間団体等の各関係機関の担当者を想定している。</p> <p>なお、開催は毎週水曜日午前、DV相談支援センター内を想定しているが、ケースの状況に応じ、日時場所を含め柔軟かつ機動的に行う予定。</p>